

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コムプラザ総社東

所在地 総社市井手字一本気木一二六四番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 充誉

(2) 名称 株式会社仁科百貨店

住所 岡山県倉敷市水島東常盤町十番五号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) A棟南側(荷さばき施設一) 八十平方メートル
B棟西側(荷さばき施設二) 百・八平方メートル
C棟東側(荷さばき施設三) 二十平方メートル
C棟東側(荷さばき施設四) 二十平方メートル
四箇所(荷さばき施設四箇所合計) 二百二十・八平方メートル

(変更後) A棟南側(荷さばき施設一) 八十平方メートル
B棟西側(荷さばき施設二) 百・八平方メートル
C棟東側(荷さばき施設三) 二十平方メートル

C棟東側（荷さばき施設四） 二十平方メートル
 B棟南側（荷さばき施設五） 四十三・二平方メートル
 四箇所（荷さばき施設五箇所合計）二百六十四平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

	荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯
(変更前)	荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで 荷さばき施設二 午前五時から午後十時まで 荷さばき施設三 午前五時から午後十時まで 荷さばき施設四 午前五時から午後十時まで
(変更後)	荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで 荷さばき施設二 午前五時から午後十時まで 荷さばき施設三 午前五時から午後十時まで 荷さばき施設四 午前五時から午後十時まで 荷さばき施設五 午後十時から午前八時まで

4 変更年月日
 令和元年六月一日

二 届出年月日
 令和元年五月十七日

三 縦覧の期間及び場所
 1 縦覧の期間
 令和元年六月七日から同年十月七日まで

2 縦覧の場所
 岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課